

年金

◆年金保険料の免除申請

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難なときは、申請手続きをすることにより、保険料の納付が免除または一部納付となる制度があります。

これまで保険料の納付制度は、「全額免除制度」と「半額納付制度」の2種類でしたが、平成18年7月から「4分の1納付制度」と「4分の3納付制度」の2種類があらたに加わり、全額免除制度と3段階の一部納付制度になりました。

○一部納付する場合の月々の保険料額(平成18年度)は次のとおりです。

- ・4分の1納付 3,470円
- ・2分の1納付 6,930円
- ・4分の3納付 10,400円

○手続きに必要なもの

- ・印鑑、失業で申請する場合は、公的な証明書(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票)

免除制度を利用する場合は、

本人・配偶者・世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準以下であることが条件です。

※離職などの理由で保険料納付が困難な場合は、本人の前年所得は審査基準に含まれません。

国民年金(基礎年金)の3分の1(将来は2分の1)は

国庫負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間は、老齢基礎年金の計算の際に国庫負担に相当する額が反映されます。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合の受給資格にも含まれます。ただし、一部納付制度は納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれません。

このほか、保険料を納めることが困難な方には次の制度があります。

「若年者納付猶予制度」

30歳未満の方の保険料納付が猶予(所得審査あり)

「学生納付特例制度」

学生の方の保険料納付が猶予(所得審査あり)

「法定免除」

障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方の保険料が免除

○問い合わせ先

川内社会保険事務所

☎5276

町民課町民係

☎⑤③ 1111内線2125

◆全額免除・若年者納付 猶予の継続申請

前年所得が少ないことにより全額免除・若年者納付猶予を承認された方は、申請書にあらかじめ継続申請の旨を記載すると、翌年度以降も引き続き全額免除・若年者納付猶予の審査を行います。このことで、毎年の申請を省略できます。ただし、審査した結果が全額免除・若年者納付猶予に該当しなかった場合で、一部免除などを希望される方はあらかじめ申請が必要です。

なお、前年所得以外での全額免除・若年者納付猶予を承認された方(退職などの理由)や一部納付、学生納付特例は毎年状態を確認する必要があります。そのため、継続申請をすることができません。

◆特別障害給付金制度

任意加入対象であった学生や厚生年金保険などに加入していた方の配偶者で、任意加入していなかった期間中に生じた傷病で、現在、障害基礎年金の1級・2級相当の障害がある方は、「特別障害給付金」の請求ができます。認定されると、申請した翌月の分から給付金をうけとることができます。

※本人が他の年金を受給している場合や所得によって、支給が調整(または停止)されることもあります。

年金相談

年金資格や受給手続きなどについての『年金相談所』を開設します。

相談には、川内社会保険事務所の職員が応じます。質問や相談などがありましたら、この機会をご利用ください。

- 日時 7月20日(木) 午前10時～午後3時
- 場所 薩摩総合支所(第2会議室)

お知らせ

◆子育てママのためのリフレッシュルーム

健やかに子育てができるように、そして子育て中のママ達がいきいきと生活できるように「子育てママのためのリフレッシュルーム」をスタートします。

- 日程 8月11日・8月24日
9月8日・9月28日
10月13日・10月26日

※6回コース

○時間

午後1時30分～3時30分

・受付 午後1時～

○会場

川薩保健所 2階会議室

○対象

育児に不安や悩み、ストレスなどを抱えている母親

○定員

15名(託児あり)

○準備するもの

500円程度(託児料等)、託児中のお子さんの飲み物・着替え・おむつなど

○締め切り

平成18年7月31日(月)

※定員になり次第終了

○申し込み先

川薩保健所 保健指導課
保健指導第一係

☎⑤③ 3165